

住宅性能評価業務約款

(責 務)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号。以下、「法」という。）、同法施行令（平成12年3月15日政令第64号。以下、「施行令」という。）、同法施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、「施行規則」という。）、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）及び評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人滋賀県建築住宅センター評価業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた義務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、規程の定めに基づき算定した額の手料を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施行方法その他必要な情報を遅延なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。

7 甲は、乙の評価業務において、対象建築物等の計画に関し、乙がなした法並びに関係規定への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正及び工事の修正その他必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計住宅性能評価業務（新築住宅） 引受承諾書に定める申請日から21日を経過する日
- (2) 変更設計住宅性能評価業務 引受承諾書に定める申請日から7日を経過する日
- (3) 建設住宅性能評価業務（新築住宅） 引受承諾書に定める完成検査予定日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付のあった日のいずれか遅い日の7日を経過する日
- (4) 変更建設住宅性能評価業務 引受承諾書に定める申請日から7日を経過する日
- (5) 建設住宅性能評価業務（既存住宅） 引受承諾書に定める申請日に甲と協議し検査 予定日を決める。

2 乙は、甲が前条5項、6項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、原則として申請提出時とする。ただし、やむをえない理由がある場合は、甲乙の協議により、次の各号に定める期日までとすることができる。

- (1) 設計住宅性能評価（新築工事） 前条第1項第1号に定める設計住宅性能評価業務の業務期日の前日の申請手数料
- (2) 変更設計住宅性能評価の申請手数料 変更設計住宅性能評価業務の業務期日の前日
- (3) 建設住宅性能評価（新築工事） 引受承諾書に定める第1次中間検査予定の前日の申請手数料
- (4) 変更建設住宅性能評価の申請手数料 変更建設住宅性能評価業務の業務期日の前日
- (5) 建設住宅性能評価（既存住宅） 前条第1項第5号に定める建設住宅性能評価業務（既存住宅）の業務期日の前日

2 甲が、前項の各号により申請手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、当該手数料の区分に応じ、次の各号に定める証書を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

- (1) 設計住宅性能評価（新築住宅）の申請手数料 設計住宅性能評価書
- (2) 変更設計住宅性能評価の申請手数料 変更設計住宅性能評価書
- (3) 建設住宅性能評価（新築住宅）の申請手数料 建設住宅性能評価書
- (4) 変更建設住宅性能評価の申請手数料 変更建設住宅性能評価書

(5) 建設住宅性能評価（既存住宅）の申請手数料 現況検査・評価書

3 建設住宅性能評価（新築住宅）又は建設住宅性能評価（既存住宅）において再検査を行う場合の手数料は、当該再検査実施予定日の前日を支払い期日とする。

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、前条に定めた手数料を、規程により乙に支払う。

(設計住宅性能評価の計画変更)

第5条 甲は、設計住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画の変更をする場合は、速やかに乙に変更部分の設計住宅性能評価申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあっては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 乙が第2項の変更を大規模なものとして認めた場合にあっては、甲は、対象となる住宅の変更設計住宅性能評価を乙に申請するとともに、当該住宅の建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に建設住宅性能評価を申請しなければならない。

4 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みがない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、項が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに応じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち設計住宅性能評価の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、建設住宅性能評価（新築住宅）又は建設住宅性能評価（既存住宅）の場合、乙は、規程30条に基づく手数料規程第8条第2項に定めた（別表第3）に基づき申請料の一部を返還する等ができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除のうち設計住宅性能評価の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、建設住宅性能評価（新築住宅）又は建設住宅性能評価（既存住宅）の場合、乙は、規程30条に基づく手数料規程第8条第2項に定めた（別表第3）に基づき申請料の一部を返還する等ができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価がなされた場合

(2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 前項の規定にかかわらず、乙は、設計住宅性能評価を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(申請関係書類の返却)

第10条 甲の都合により、申請の取り下げがなされた場合は、乙は当該業務を中止し、提出された申請関係書類の一部を甲に返却することができる。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

付 則

この約款は、平成 12年10月4日より施行する。

この約款は、平成 16年7月8日より施行する。

この約款は、平成 18年3月1日より施行する。

この約款は、平成 21年6月1日より施行する。

この約款は、平成 24年4月1日より施行する。

この約款は、平成 25年4月1日より施行する。